

2019年度
共同住宅用



川崎市 スマートハウス補助金

～住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助事業～

川崎市では、「地球温暖化対策推進計画」に基づき、市民・事業者・行政の連携・協働により地球温暖化対策を推進しています。また、更なるCO₂削減に向けて再生可能エネルギーの積極的な導入を促進しており、住宅の省エネ化に対して補助を行っています。



共用部に太陽光設備を導入
敷地内の屋根貸し・土地貸しもOK!



太陽光発電

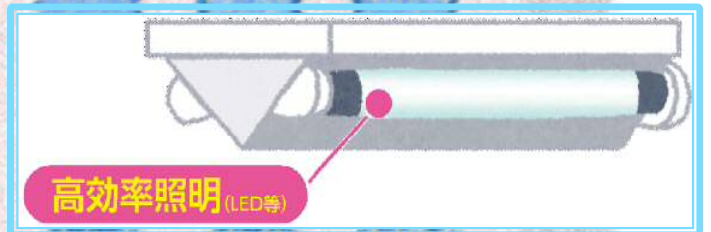
エネルギーを
創る!

太陽光発電 最大 8万円



高断熱窓

+



高効率照明 (LED等)

エネルギーを
節約する!

専有部の開口部断熱化

工事費の経費の 1/10 又は
5万円 どちらか低い額

共用部の高効率照明化

工事費の経費の 1/10 又は
10万円 どちらか低い額



- 定置用リチウムイオン蓄電池システム及びピークル・トゥ・ホームシステム (V2H) についても共用部に設置の場合は補助金の対象とします。
- 詳細は市ホームページをご確認ください。

【補助制度全体に関する問い合わせ】

川崎市環境局地球環境推進室

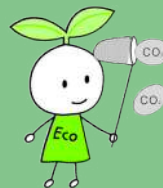
〒210-8577

TEL : 044-200-2514

川崎市川崎区宮本町1番地

FAX : 044-200-3921

(川崎市役所第3庁舎17階) Email : 30tisui@city.kawasaki.jp



補助制度の詳細はWEBで!

川崎市 省エネ補助

検索

補助金を申請するための条件

下表のとおり、システム等を組み合わせて（●は必須）導入することができます。なお、太陽光発電システムを屋根貸しなどの事業者による設置であっても申請はできますが、補助金の交付対象は申請者にて新規に導入するシステム等に限りです。

システム等	申請区分 および システム等の組合せ	
	既築	
	共用部分等	専有部分 ※1
太陽光発電システム	● ※2	—
定置用リチウムイオン蓄電システム ※3	△	—
V2H ※3	△	—
開口部断熱 ※4	—	△ ※5
高効率照明 ※4	△	—

●：必須システム（必ず設置が必要なシステム等（既設可））
△：選択システム（追加で申請が可能）

- ※1 管理組合の規約上、専有部分の開口部が共用部分である場合も含まれます。
 ※2 屋根貸し等により50kW未満の太陽光発電を導入する場合も認めます。
 ※3 太陽光発電システムと連系した場合に限ります。
 ※4 太陽光発電システムと同時に設置する補助システム等を導入する場合に限ります。
 ※5 共用部分等への太陽光発電システムの導入と同時に申請を行う場合に限ります。



補助対象者

- 市内の共同住宅の**共用部分等**に対象システム等を導入する共同住宅の所有者又は管理組合
- 市内の共同住宅の**専有部分**に開口部断熱を導入する個人
 ※申請者と設置費用負担者が同一人であることが必要です。

◇募集期間

2019年4月1日(月)～2020年3月6日(金)まで

- ※受付は先着順に行います。
 ※募集期間内であっても予算の上限に達した日をもって受付を終了します。
 ※**2020年3月19日(木)**までに設置を完了し、設置完了届の提出が必要です。

◇申込方法

郵送又は持参により提出してください。
※持参の場合でも、その場で書類の確認は行いません。余裕をもって申請してください。

◇申込時期

- 共用部分等に対象システム等を導入する場合…導入するシステム等の設置工事着工前まで
- ※申請にあたって、申請書・要綱等の詳細については市ホームページでご確認ください。
 ※補助金受給者を対象としたアンケートにご協力をお願いする場合があります。